

事務連絡
平成 31 年 4 月 26 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

改元に伴う元号による年表示の具体的な取扱いについて（周知）

本年 4 月 1 日付けで、新しい元号として「令和（れいわ）」が選定されたことを踏まえ、元号による年表示について、「改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（周知）」（平成 31 年 4 月 22 日付け医薬・生活衛生局総務課事務連絡）を発出したところですが、この具体的な取扱いについて、下記のとおり周知いたします。

各自治体衛生主管部局の担当者におかれましては、下記事項について御了知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 厚生労働省の所管する省令及び告示で定める様式の改正に係る経過措置として、次の取扱いがなされる予定であること。
 - ① 当該改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなす。
 - ② 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、訂正印や手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができることとする。
 - ③ 国の作成する文書であって、改元日（5 月 1 日）前に作成し公にするものについては、改元日以降の日時は引き続き「平成」により表記することとされており、国以外の作成する文書であっても当該取扱いが望ましい

ものであるが、国民生活への影響をできる限り少なくする観点から、申請等を受け付けるに当たっては、当分の間、

- ・ 改元日前に、「令和」により改元日以降の日時が表記されている場合
 - ・ 改元日以降に、「平成」により改元日以降の日時が表記されている場合
- のいずれについても、必要な読替えを行った上で、これを受理する。

2 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（平成31年4月1日新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ。以下「関係省庁申合せ」という。）において「国の会計年度における会計年度の名称については、原則、改元日以降は当年度全体を通じて「令和元年度」と・・・することとされているところ、会計年度以外の年度の名称についても、これに準じて取り扱うこととすること。

3 国の行政機関の保有するシステムにおいては、改修作業を改元日（開庁日等までに対応するものを含む。）までに終了し、国民生活に影響を与えないことが可能となる見込みであるが、地方公共団体の保有するシステムにおいて、改修作業等の事情により、当該システム上「令和元年」又は「令和元年度」での表記が困難である場合等について、当該事情やむを得ないものと考えられるときは、上記2にかかわらず、引き続き、「平成31年」又は「平成31年度」と表記して差し支えないこととすること。

この場合、地方公共団体等においては、当該システムにより作成される文書について、混乱を避けるため、関係省庁申合せ2.（2）に準じて、訂正印や手書きによる訂正、注意書きの挿入や表示等の対応を行うこととすること。

また、同様の事情により「令和1年」又は「令和1年度」と表記することも差し支えないこととすること。

4 厚生労働省の所管する省令及び告示で定める様式の改正については、本年5月上旬に公布することを予定していること。

以上

【資料】

(別紙) 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（平成 31 年 4 月 1 日
新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ）